

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	生涯学習課
適用日 (掲載日)	平成 29 年 12 月 26 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町学友館条例第 9 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町学友館条例第 9 条、別表第 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町学友館条例 (入館料)</p> <p>第 9 条 展示館に入館する者からは入館料を徴収する。入館料は、別表第 2 に定める額とする。</p> <p>2 入館料は、前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第 2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 29 年 12 月 26 日